

## 平成 28 年熊本地震により被害を受けた皆様へ ～所得税の軽減免除等の手続はお済みですか～

～「国税だより」より抜粋～

平成 28 年熊本地震により被害を受けられた方については、所得税の軽減免除等（確定申告で①所得税法に定める雑損控除の方法、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選択し、所得税の全部又は一部を軽減）を受けることができます。

なお、還付を受けるための申告書は 5 年間提出することが可能です。

**（平成 28 年分の還付申告は、令和 3 年 12 月末までとなりますのでご注意ください。）**

詳しくは、完全予約制の税理士個別相談会をご利用下さい。 ご予約は  381-3135 まで